

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 …… 福利・給与課 1頁

お 知 ら せ

令和3年10月1日付け三重県公報第248号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年十月一日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第八号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}第一号）の一部を次のよう^{三重県教育委員会規則}に改正する。

第十一号様式の五及び第十一号様式の六中「㊦」を削る。

第十一号様式の七中	氏 名	印	を	氏 名	に改める。

第十一号様式の八及び第十一号様式の九中「㊦」を削る。

第十一号様式の九の二から第十一号様式の十三までの規定中「申請者氏名」[㊦]を「申請者氏名」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に基づいて提出され

ている書類は、改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。